

公立大学法人横浜市立大学の
第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる
中期目標の期間における評価

横浜市公立大学法人評価委員会

令和3年8月

目 次

1	総 論	1
2	各 論	2
	(1) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組	2
	(2) 地域貢献に関する目標を達成するための取組	3
	(3) 国際化に関する目標を達成するための取組	4
	(4) 附属2病院（附属病院及び附属市民総合医療センター）に関する目標を達成するための取組	4
	(5) 法人の経営に関する目標を達成するための取組	7
	(6) 自己点検及び評価に関する目標を達成するための取組	8

◇横浜市公立大学法人評価委員会委員構成（委員は50音順）

委員長	工 藤 智 規	公益財団法人スポーツ安全協会会長・元文部科学審議官
委 員	有 賀 徹	独立行政法人 労働者健康安全機構 理事長
	今 市 涼 子	学校法人 日本女子大学 理事長
	大久保 千行	横浜商工会議所 副会頭
	河 合 千 尋	日本公認会計士協会神奈川県会 公認会計士

事務局：横浜市政策局大学調整課

◇開催状況

- 第85回横浜市公立大学法人評価委員会（令和3年5月21日開催）
- 第86回横浜市公立大学法人評価委員会（令和3年7月16日開催）
- 第87回横浜市公立大学法人評価委員会（令和3年8月17日開催）

◇第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における評価書の構成について

- ・総論は、第3期中期目標期間（平成29～令和4年度）における令和2年度までの法人の取組を振り返ったものであり、目標期間の終了時（4年度）までにさらに取組の強化を期待する事項及び次期中期計画の策定にあたり留意すべき事項を含め、総括的な評価を行った。
- ・各論は、中期計画の大項目ごとの取組や成果を検証し、注目される主な事項と次期中期計画（令和5～10年度）の策定をも視野に入れて今後取組の強化を期待する事項を挙げた上で、当該大項目についての評価を示した。

1 総論

公立大学法人横浜市立大学（以下、「市大」という）は、国際都市横浜にふさわしい大学として時代の要請に応え、存在意義を発揮し続けるため、グローバルな視野をもって活躍できる人材の育成、都市課題や市民生活に密着した課題の解決に取り組むことに加え、自らの強みや特色をさらに伸ばし、厳しい社会情勢の中でも学生や研究者に選ばれ、市民からの一層の信頼を得る大学を目指し、市が示した第3期中期目標をもとに策定した中期計画に基づき取組を進めている。

このたびの評価は、今期目標期間（平成29～令和4年度）のうち4年が経過したことを受け、地方独立行政法人法に基づき、当委員会として市大による自己点検及び自己評価をもとに、今期の目標達成に向けた進捗状況や解決すべき課題への対応、さらには環境変化に伴う想定外の状況への対応等について客観的な立場で評価を行うとともに、第4期中期目標（計画）の策定に向けての準備の一環と位置付けることを目指して行った。

全体的な評価としては、大学の教育研究等の質向上への取組、附属2病院に関する目標達成への取組、法人経営に関する取組の各分野において着実な成果が見られ、概ね順調な進捗状況と評価しており、環境変化に伴ういくつかの想定外の状況に対する積極的な対応も評価したい。

大学の教育研究等の質の向上に関する取組では、データサイエンス学部創設や国際総合科学部の再編等による教育研究体制の活性化、領域横断型の教育研究の推進など、更なる発展の礎を築いている。また、先端医科学研究センターにおけるトランスレーショナルリサーチ体制の構築等がS評価の最高評価を得たほか、国際学術論文数、科研費採択件数、共同受託研究等においては数値目標を上回るなど、研究推進における成果が表れており、十分な評価に値する。特に新型コロナウイルス感染症関連の研究については社会実装に至る成果を発表するなど社会的にインパクトを与えるほどの著しい成果があった。

地域貢献に関する取組では、地域志向科目の必修化や学生ボランティア活動を支援し、地域課題の解決につながる教育の推進、また、教員地域貢献活動支援事業のメニュー拡充、地域貢献コーディネーターの配置などにより横浜市との連携を一層深める取組が進んでおり着実に成果をあげている。

国際化に関する取組では、留学生受け入れのための制度拡充や、留学生就職促進プログラムへの採択により支援体制を整備したほか、コーディネーターの配置や市と連携したセミナー開催を実施するなど、キャリア支援に対する取組が着実に進められている。

附属2病院に関しては、「がんゲノム医療連携病院」「地域がん診療連携拠点病院（高度型）」「横浜市乳がん連携病院」の指定を受けるなど、医療機能の充実を図る取組が着実に進んでいる。また、災害時医療への対応、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況下での医療提供等、医療スタッフの高いモチベーションと使命感が十分に発揮されていることについて大いに評価する。なお、引き続き医療安全に対する文化の醸成、体制等の拡充について、市大全体での積極的な取組を期待する。

法人の経営に関しては、理事長と学長の緊密な連携によりガバナンスの強化に向けた取組や財務内容の改善、人材育成の強化や人事制度の改善、教職員の働き方改革などにおいて、法人経営の基盤強化につながる取組を着実に進めている。今後、感染症や自然災害、事故などの危機管理対策や意識向上に努め、また臨床研究におけるメール誤送信の事案を踏まえた個人情報保護やコンプライアンス意識の徹底等、信頼向上につながる不断の努力を期待したい。

少子高齢化の一層の加速による大学間競争の激化、社会の急速なグローバル化の進展への対応、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進など、大学を取り巻く環境は、大きく変化している。市大が市や県域にとどまらず広く社会全体に国際競争力のある魅力的な大学としてその存在感を大きく発揮していくことを目指し、理事長・学長のリーダーシップのもと、今期計画の達成はもとより、時代の変化を捉えて大学の将来を見据え、更なる大学の発展に向けて、積極的に取り組んでいただきたい。

2 各 論

(1) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組

ア 評価

中期目標・中期計画の達成に向けて、順調に進んでいると認められる。

イ 実績のうち注目される主な取組

《教育に関する取組》

- ・令和2年度に設置したデータサイエンス研究科では、積極的に広報活動を展開して多方面の関心を高めた結果、多くの志願者を集め、社会人入学者が6割以上となるなど多様な人材の確保ができた。
- ・医学研究科看護学専攻博士後期課程の新設、国際総合科学部の再編による教育研究体制の活性化、領域横断的連携の強化、研究力の向上などにおいて着実に成果をあげている。
- ・新型コロナウイルス感染症のまん延による状況下において、国の高等教育修学支援制度に加え、市大における独自の支援を行うなど学生に寄り添った支援を充実させた。
- ・学長室及び学長諮問会議を新設するなど、学術院における学長のガバナンス強化を図った。
- ・大学院教育において、他研究科との相互連携による関連科目の設置や英語科目の拡充、海外の研究者を招聘した実践的な英語による講義を企画するなど、領域横断型研究を視野に入れた教育の充実を図った。
- ・海外インターンシップについては、新型コロナウイルス感染症の拡大により派遣人数は減少しているものの、大学独自で開拓した受入先は14か所に拡大させており、学生のキャリア支援のための充実を図った。

《研究の推進に関する取組》

- ・先端医科学研究センターでは、29年度で終了したイノベーションシステム整備事業の文部科学省による事後評価において、実用化につながる優れた研究成果をあげたこと、これらの企業と継続的な共同研究へと発展していること、また基礎研究から臨床研究へのトランスレーショナルリサーチ体制の構築等が評価され、最高評価である「S評価」を得た。
- ・戦略的研究推進事業(学長裁量経費)や学術的研究推進事業(学長裁量経費)において、各種プロジェクトを積極的に展開している。主要学術等掲載論文数や科学研究費補助金採択件数、共同受託研究数等の実績は着実に伸びており、研究活動が活発に行われている。
- ・新型コロナウイルス感染症関連の検査技術や抗体検出技術の展開、抗体保有状況の調査研

究など、有する技術と研究力を発揮し、社会的にもインパクトのある研究の取組を進めている。

- ・これまでの研究推進センターと産学連携推進本部を統合・整理した「研究・産学連携推進センター」を設置し、「組織」対「組織」の産学連携や、大学全体の効果的な研究支援を進めた。

ウ 次期中期計画の策定をも視野に入れ今後取組の強化を期待する事項

《教育に関する取組》

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、授業や就職活動のオンライン導入への対応、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進など、今後とも多様化する社会ニーズを的確にとらえ、教育研究の質の向上を目指して取り組まれない。
- ・領域横断型教育プログラムでは参加促進を図り、延べ受講者数は中期計画の目標値を上回っており、また全授業科目でのアクティブラーニング導入率は、中期計画の目標値 80%を上回り目標を達成した。今後は、アクティブラーニングについての、質の保証が課題となるため、議論を深められたい。
- ・大学院教育については、社会人学生が履修しやすい環境整備や多様なカリキュラムの展開など、社会人学生の確保に向けた取組を期待したい。
- ・志願者の利便性向上と入試業務の作業効率化を目指し Web 出願システムの導入を進めるなど着実に取組を進めた。少子高齢化社会の進展、大学間競争が活発化する中、志願者数の増加や意欲ある優秀な学生獲得に向け、引き続き時代に即した取組を期待したい。

《研究に関する取組》

- ・研究データの収集管理利活用に関する実施方針「研究データ管理実施指針」を策定した。本指針を適切に運用し、リスクマネジメントに向けた取組を着実に進められたい。

(2) 地域貢献に関する目標を達成するための取組

ア 評価

中期目標・中期計画の達成に向けて、順調に進んでいると認められる。

イ 実績のうち注目される主な取組

- ・地域に関する学修や、地域の課題を発見し解決策を考える「地域志向科目」を全学生の必修とするなど、地域課題や地域のことを学び、解決できる人材育成の取組を引き続き進めた。また、地域貢献コーディネーターを配置し、横浜市との一層の連携を図り、市のシンクタンクとしての機能を果たしているほか、教員地域貢献活動支援事業の拡充が図られている。
- ・学生のボランティア活動を積極的に支援し、TICADVIIやラグビーワールドカップ等の大規模会議・イベント等に多くの学生がボランティアに参加し、派遣者数も中期計画に掲げた目標を早期に達成した。

- ・臨床法医学センターでは、公立大学の法医学教室として、行政機関と連携しながら虐待児の生体鑑定に積極的に取り組むなど、全国的に見ても先駆的な取組を進めた。

ウ 次期中期計画の策定をも視野に入れ今後取組の強化を期待する事項

- ・横浜市が推進する「イノベーション都市・横浜」の政策とも連携できるよう、「産学連携イノベーション拠点 NANA Lv. (ナナレベル)」内にみなとみらいサテライトキャンパスを開設し企業連携の足掛かりとなる拠点を構築した。今後より一層の展開に期待したい。
- ・市民公開講座「エクステンション講座」の実績は新型コロナウイルス感染症の影響により年度目標値を下回ったが、オンライン講座を取り入れるなど、新たな手法も積極的に取り入れている。こうした取組により受講者の新規開拓につながり、学びの機会創出にも大きく寄与するものであるから、一層の工夫と展開を期待する。

(3) 国際化に関する目標を達成するための取組

ア 評価

中期目標・中期計画の達成に向けて、順調に進んでいると認められる。

イ 実績のうち注目される主な取組

- ・文部科学省の「留学生就職促進プログラム」に採択され、コーディネーターを配置し、横浜市などと連携したセミナーを開催するなど、留学生に対する手厚いキャリア教育・就職指導ができる体制を整え、国際化に向けた取組を積極的に展開している。
- ・交換留学先の開拓を行い、学生ニーズの高い英語圏・欧米圏の協定先拡充を進めており、海外協定校は、バーチャルネットワーキング等を用いて締結を取り交わしている。また「2年次第2クォーター期間へ必修科目を配置しないカリキュラム」など、留学しやすい環境を構築した。
- ・新型コロナウイルス感染症のまん延はあったものの、大学院においては国費・JICA留学生の受け入れを継続し、新規渡日学生の受け入れを支援している。

ウ 次期中期計画の策定をも視野に入れ今後取組の強化を期待する事項

- ・留学生の派遣、受入について、取組が進められていることは評価できる。今後はオンラインの国際交流プログラムの推進など、学生が多様な国際交流の機会をさらに得られるようにするなど、国際都市横浜に立地する大学として更なる飛躍を期待したい。

(4) 附属2病院（附属病院及び附属市民総合医療センター）に関する取組

ア 評価

中期目標・中期計画の達成に向けて、順調に進んでいると認められる。

イ 実績のうち注目される主な取組

《医療分野・医療提供等に関する取組》

- ・政策的医療の推進、高度医療の提供、地域の医療機関との連携強化という点で、着実に計画を実行し、大学病院として附属2病院の求められる役割を提供している。遠隔医療体制（Tele-ICU）や「NANA Lv.」への読影端末の設置など、新たな技術を活用した医療提供体制の構築にも努めている。
- ・災害時医療への対応、新型コロナウイルス感染症のまん延による状況下での医療提供等、医療スタッフの高いモチベーションと使命感が十分に発揮されている。
- ・附属病院では、「がんゲノム診断科」を設置し、「がんゲノム医療連携病院」の指定や、安全かつ専門性の高いがん薬物療法の提供等により、「地域がん診療連携拠点病院（高度型）」の指定を受け、がん医療の充実を図った。
- ・センター病院では、「がんゲノム医療連携病院」の指定を受けたほか、最新のリニアックや、手術支援ロボット（ダ・ヴィンチ）の導入等により医療機器の高度化を図った。

《医療人材の育成等に関する取組》

- ・医師、看護師、薬剤師ら医療職のみならず、事務職員などにも豊かなキャリアパスを描くことができるような人材育成の取組がなされている。
- ・初期臨床研修医マッチングについてさまざまな工夫により100%が達成できたことは、大きな期待に十分に込めている。
- ・新たな専門医制度への対応を進め、採用専攻医数が増加していることや、看護師の特定行為研修制度の推進を図るなど、医療に関わる人材の育成に向けた取組を積極的に行った。
- ・医療事務作業補助者の配置や、女性医療スタッフの復職支援など、働きやすい職場環境の充実が図られた。

《地域医療に関する取組》

- ・附属病院では、急性期の転院が可能な連携病院を増加させたことや、連携病院間での空床状況を共有するための仕組みを整備するなど、地域医療機関との連携強化を図った。
- ・センター病院ではがん化学療法における薬薬連携の取組がモデルとなり、診療報酬改定において新たな加算が新設された。
- ・地域の医療従事者向け研修会を充実させ、更なる関係構築や地域医療の質の向上を図るとともに、市民向けの医療講座も行い、附属2病院の取組の発信に努めた。

《先進的医療・研究に関する取組》

- ・Y-NEXT内に戦略相談準備担当の医師を配置するなど、トランスレーショナルリサーチの推進に向け、産官学連携を支援し企業との共同研究を着実に進めた。
- ・臨床研究中核病院の承認に向けた取組を進め、申請にあたっての課題を整理し、令和3年3月に厚生労働省に申請（事前相談）を行った。

《医療安全・病院運営に関する取組》

- ・病院長をトップに病院の方針を職員に浸透させる取組など病院長によるガバナンスの強化

が推進された。附属病院では、多職種が連携して適正な経営に向けた取組を推進し、センター病院では、黒字化プロジェクトを開催するなど、トップマネジメントによる取組が推進された結果、収支の改善や補助金等外部資金の確保、病床の効率的運用の推進、経営にかかる各指標の改善など、適切な病院運営がなされている。

- ・附属病院における患者からの相談体制の一元化やセンター病院におけるセカンドオピニオン外来の開始、待ち時間や患者動線の改善の取組など、患者本位の医療提供体制の充実が図られた。
- ・センター病院においては、病院機能評価において主として特定機能病院を対象とする機能種別「一般病院3」(※)を受審し、全国で初めて、特定機能病院以外の病院として認定され、特に救急医療、手術・麻酔等で最高のS評価を受けた。

※「一般病院3」:主として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発・評価、高度の医療に関する研修を実施する病院または準ずる病院(特定機能病院、大学病院本院等)を評価する項目

ウ 次期中期計画の策定をも視野に入れ今後取組の強化を期待する事項

《医療分野・医療提供》

- ・新型コロナウイルス感染症への対応については、両病院ともに一般診療と両立しながら、高度な医療機関としての責務を十分に果たしているが、新型コロナウイルス感染症の後の医療需要の動向や新たな技術への対応などを見据え、引き続き医療提供体制の充実に努めてほしい。

《医療人材》

- ・医師の養成のみならず、事務職員の育成や女性医療スタッフの働く環境整備など様々な取組を進めてきた。今後も病院で働く教職員の連携を強化し、チーム医療の推進に向け一層の取組を期待する。

《地域医療に関する取組》

- ・登録医制度、地域連携懇話会、医療従事者向け講演など、さまざまなツールで地域との連携強化や質の向上を図った。これらの活動について広報を有効利用し、市大ブランドの向上を図ることを期待する。

《先進的医療・研究に関する取組》

- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、特定臨床研究の実施研究の実施件数の実績が伸びなかった。臨床研究中核病院の承認を目指す病院として、また研究機能を有する大学病院としてのプレゼンス向上に大きく寄与するものであり、創意工夫しながら継続した取組を期待する。

《医療安全・病院運営に関する取組》

- ・ 2病院間の病院情報システムの統合・共有化について、2病院合同で検討を進める方針に基づき、コスト低減や運用の標準化など着実に進めてほしい。また今後の附属2病院再整備も見据えて、議論を深めていただきたい。
- ・ 医療安全文化の醸成と体制の拡充は市大全体での不断の努力が不可欠であるが、現場レベルにおいても、チーム医療の視点に立ち、常日頃から関係するメンバーのコミュニケーションをしっかりと図るなど、リスクを回避する取組を着実に進めていただきたい。

(5) 法人の経営に関する目標を達成するための取組

ア 評価

中期目標・中期計画の達成に向けて、順調に進んでいると認められる。

イ 実績のうち注目される主な取組

- ・ 学内の意思疎通の確保に努め、ガバナンスの充実、研究不正防止等の倫理教育、危機管理体制への備え、またそのことを実践できる人材の育成などにおいて業務の運営改善に取り組んでいる。
- ・ 男女ともに働きやすい職場の実現に向けた取組や、障害のある学生の支援等の取組を行った。また、ダイバーシティへの取組においては、研修・啓発活動を実施するとともに、ダイバーシティ推進委員会において目標の達成状況や取組状況を共有するなどして全学的な推進を図っている。
- ・ 理事長・学長のリーダーシップのもと、新型コロナウイルス感染症対策の方針を決定し、国等の要請に応じた対応を迅速に行った。
- ・ 大学間競争が激化する中で、特に高校生に向けてはSNSやオンラインでのオープンな情報発信は効果的である。
- ・ 各セグメントで経営改善プロジェクトを実施し、研究費の増加や診療報酬の加算獲得、寄付活動の強化といった積極的な取組により、収入の増加に努めつつ、管理経費の削減を図るなど、効率的な運営に努めており、黒字基調を実現している。

ウ 次期中期計画の策定をも視野に入れ今後取組の強化を期待する事項

- ・ 臨床研究におけるメール誤送信事案を受け、コンプライアンス研修・自主点検の実施や再発防止のポイントを市大内で共有するなど、ひとりひとりのコンプライアンス、個人情報保護の意識を高めるための再発防止策に取り組んでいるが、本件を風化させることのないよう、理事長・学長のリーダーシップのもと、広く信頼回復に向け、市大全体で取り組むことを期待する。
- ・ 「横浜市立大学附属2病院・医学部等再整備構想案」及び令和3年3月に横浜市が取りまとめた「横浜市立大学附属2病院・医学部等再整備構想」に基づき、今後基本計画を策定していくことになるが、市民の命を救い健康を支える最後の砦として、大学病院の特長を十分生かした再整備となるよう、横浜市と市大が一層連携を強化し対応することを期待す

る。

- ・時代の要請を踏まえ、医療人材の育成と労働環境の向上の両立に向け、より一層適切に対応されたい。
- ・災害時等における学生・教職員の安全確保に向けて、懸案であった危機管理規程の改正や災害対策マニュアルの見直し等について実施できたことは評価するが、災害対策は訓練等を通じた継続的な取組が肝要である。また、市民の命と健康を守る「最後の砦」として市大全体の危機管理に関する意識の向上を図りつつ、加えて附属2病院の連携する諸施設とも協働して取り組む災害対策にも一層努められたい。
- ・大学間競争が激化する中で、選ばれる大学となるためSNSやオンラインなどのツールを活用することに加え、ターゲット別アプローチを研究し、効果的・戦略的な情報発信の取組を一層進められたい。
- ・経費精算事務の効率化や財務会計システムの更新・効率化は、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延等の緊急事案においても業務を滞らせないための必須の領域であり、更なる働き方改革も見据え、積極的な導入を期待する。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン授業やWeb会議、在宅型テレワークを実施する上で必要なシステムツールを導入し、市大全体での活用・普及に取り組んでいるが、今後働き方改革を進めるうえでも重要な柱であることから、一層の取組を進められたい。

(6) 自己点検及び評価に関する目標を達成するための取組

ア 評価

中期目標・中期計画の達成に向けて、順調に進んでいると認められる。

イ 実績のうち注目される主な取組

- ・令和3年度の大学機関別認証評受審に向け、自己点検を行うなど受審準備を進めるとともに、認証評価に係る評価機関との意見交換及び教職員対象のFD研修会を開催するなどして、市大全体で取り組んだ。

ウ 次期中期計画の策定をも視野に入れ今後取組の強化を期待する事項

- ・中期計画で定めている数値目標を、自己点検・評価報告においてより一層活用されたい。

参 考

◆ 横浜市公立大学法人評価委員会事務局

横浜市政策局大学調整課

◆ 地方独立行政法人法(抜粋)

(地方独立行政法人評価委員会)

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

以下(略)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)

第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 (略)

3 (略)

4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 (略)